

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）骨子案

①目的

自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関し基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、県民等、事業者、学校等及び交通安全団体等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の活用及び安全で適正な利用を総合的かつ計画的に推進又は促進することを目的とする。

②基本理念

自転車の活用の推進は、安全で快適な自転車利用環境の創出により、豊かで活力ある地域づくりに資するものであるという認識の下に行わなければならない。
自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な暮らしづくりに資するものであるという認識の下に行わなければならない。

③責務・役割 ※◎：義務，○：努力義務

	県	市町	県民等	事業者	学校等※1	交通安全団体
自転車活用推進施策の実施	◎	○				
自転車の活用			○	○		
安全で適正な利用の促進又は取組	◎	○	○	○	○	○
県施策への協力		○	○	○	○	○

④自転車活用推進計画

- ・計画の策定について
- ・計画に掲げる事項について

まちづくり
スポーツ・健康
観光
交通安全 等

⑤自転車の安全で適正な利用 ※◎：義務，○：努力義務

	自転車利用者	保護者※2	保護者※3	事業者※4	貸付業者
交通ルールの遵守	○	○	○	○	
点検整備	○	○	○	○	○
ヘルメット着用等			○		

⑥自転車の交通安全教育等 ※◎：義務，○：努力義務

	県	保護者※2	事業者※4※5	小売業者	貸付業者	学校等※1	交通安全団体
交通安全教育	◎	○	○			○	○
情報提供	◎	○	○	○	○	○	○

⑦自転車損害賠償保険等への加入等 ※◎：義務，○：努力義務

自転車損害賠償保険等への加入				保険の加入確認・情報提供						
自転車利用者	保護者※2	事業者※4	貸付業者		県	事業者※5	小売業者	貸付業者	学校等※1	交通安全団体
◎	◎	◎	◎	加入確認		○	○			
				情報提供	◎	○	○	○	○	○

- ※1 学校等の設置者
- ※2 未成年者を監護する保護者
- ※3 13歳未満の者を監護する保護者
- ※4 事業活動において自転車を利用する事業者
- ※5 自転車通勤の従業員がいる事業者